

新年金制度に関する検討会 運営要領(案)

新年金制度に関する検討会（以下「検討会」という。）の運営については、この運営要領の定めるところによるものとする。

1. 検討会における配布資料は、検討会終了後、原則として、公表する。
2. 検討会終了後、事務局長又は議長が指名する者が記者会見を行い、議事内容を説明するものとする。
3. 検討会の議事要旨を、原則として、公表する。
4. この運営要領に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、議長が定める。